

『成年後見制度意識調査』 報告書

令和3年10月

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会

権利擁護デスク

はじめに

介護保険制度と共に成年後見制度が創設され、21年目を迎えました。本会では平成30年度に「権利擁護デスク」を設置し、成年後見制度の啓発や利用促進等に取り組んでいます。また、関係機関・団体の方々からの相談受付や法人後見業務も実施しています。

しかし、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の急激な増加、障がい者をささえる家族の高齢化といった状況を踏まえると、まだまだ多くの成年後見制度のニーズが潜在化しているように思われます。

平成28年度には洲本市に居住している高齢者及び障がい者を支援している支援者の方々を対象に「成年後見制度ニーズ調査」を実施しましたが、今回の調査は洲本市内で窓口業務をされている金融機関の方々を対象としました。近年、金融機関における認知症高齢者等の本人保護、とりわけ預貯金の払戻請求事務を通じて成年後見制度の必要性を判断する場面が増えていると考えられたからです。業務ご多忙な中にも関わらず調査にご協力いただいた金融機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

権利擁護のニーズは本人自身も気づきにくく「声なき声」になりがちです。例えば判断能力が低下したとしても金銭や財産の管理、福祉や介護サービスを本人の意思に基づいて利用しながら暮らしていくことが地域生活の基本です。そのためには、成年後見制度の利用実態を把握した上で、将来を見据えた権利擁護の仕組みづくりが必要であり、それはまさに地域福祉の課題そのものであると思います。

今年度は国の成年後見制度利用促進基本計画の最終年にあたりますが、洲本市における今後の権利擁護事業の進展に役立てられることを祈念し、本報告書をお届けいたします。

令和3年10月

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会
権利擁護デスク

一 目 次

I 調查概要	1
II 調查結果	2
III 資料	9

I 調査概要

1. 調査目的

この調査は、社会福祉法人洲本市社会福祉協議会が市内金融機関の方々を対象に、成年後見制度の活用状況等を調査し、今後の成年後見活動及び権利擁護支援の充実を図ることを目的に実施したものです。

2. 実施主体

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会

3. 調査期間

令和3年9月15日（水）～令和3年10月20日（水）

4. 実施方法

配布方法：郵送、手渡し

回収方法：郵送

5. 調査対象

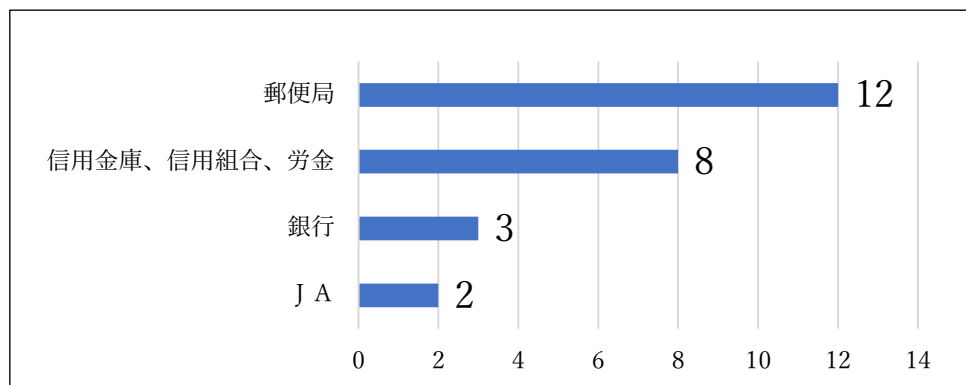
市内金融機関

回収結果

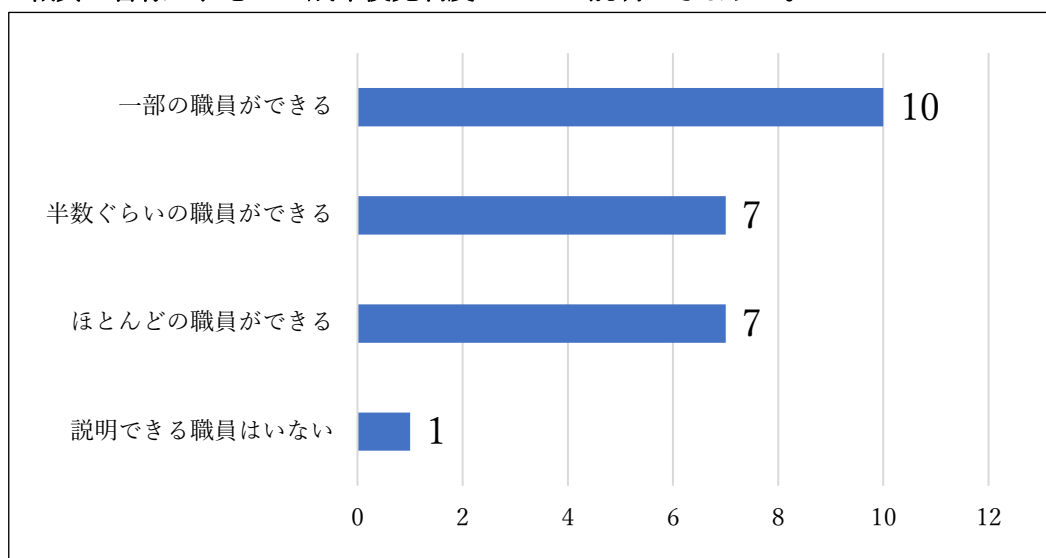
調査対象先	配布数	回収数	回収率
市内金融機関	31	25	81%

II 調査結果

問1. 金融機関種別



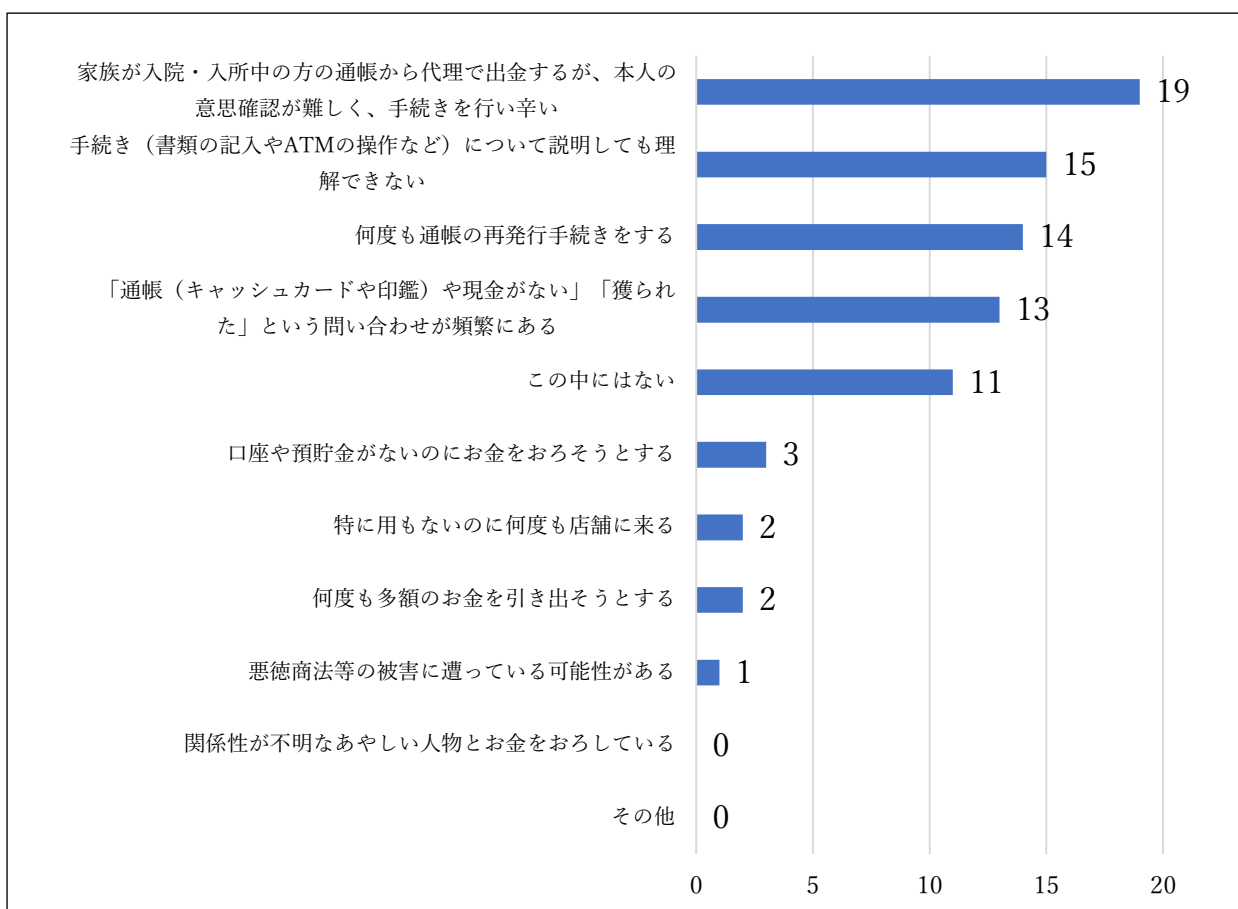
問2. 職員の皆様は、窓口で成年後見制度について説明できますか。



● **ほぼ全ての金融機関において、制度の説明ができる職員が配置されている**

全体の 5 割強の金融機関においては、半数以上の職員が制度の説明ができるとの回答がありました。

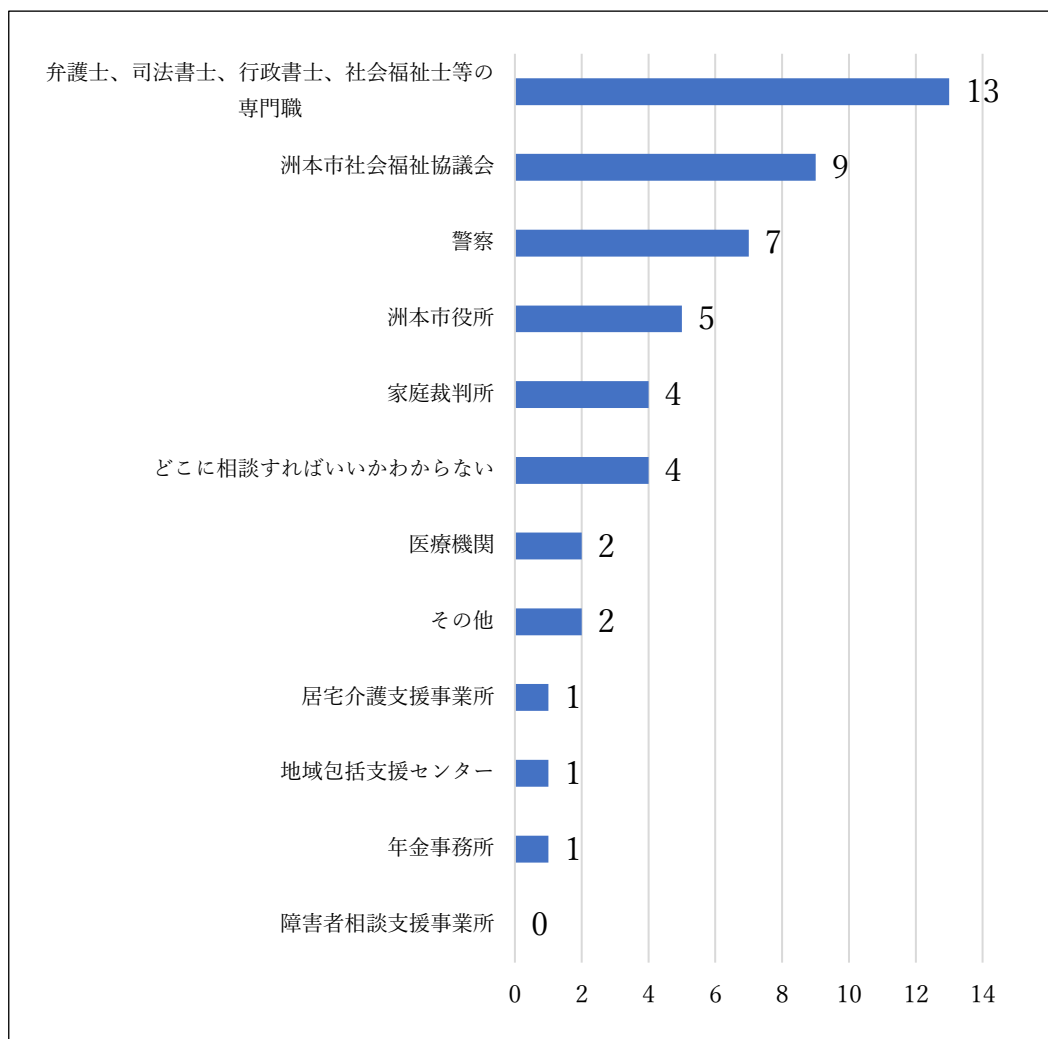
問3. 判断能力が低下していると思われる方やそのご家族への対応について、困ることがありますか。(複数回答)



● 多くの金融機関において、本人の意思確認の難しさを感じられている

7割強の金融機関において、家族の代理出金時における本人の意思確認の難しさがあるとの回答がありました。また、6割の金融機関において、手続きの説明をしても理解が得られないとの回答がありました。

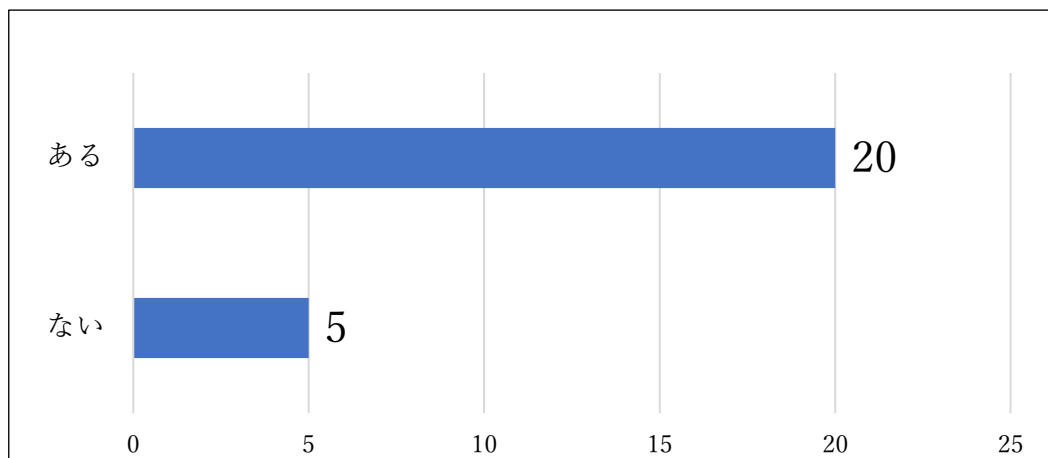
問4. 問3で1～10と回答された方にお聞きします。次の中で依頼したり、本人や家族に相談を勧めたりする関係機関等がありますか。(複数回答)



● 半数の金融機関において、法律や福祉の専門職との連携が構築されている

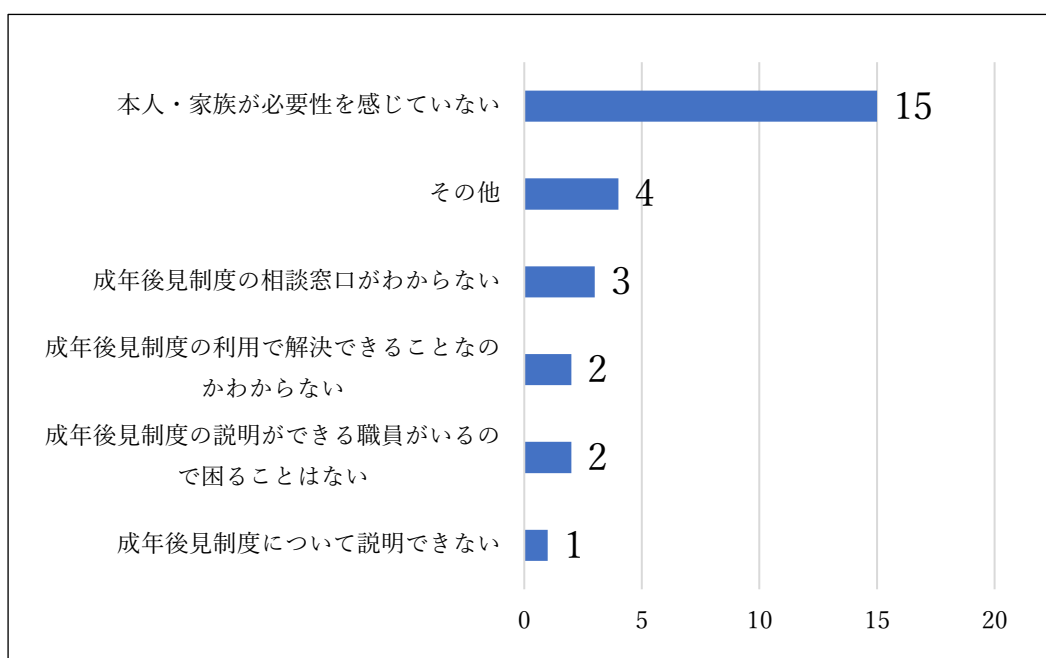
次いで、洲本市社会福祉協議会、警察、洲本市役所との回答が多くなっていました。「その他(2)」としては、民生委員児童委員との回答がありました。

問5. 成年後見制度の利用が望ましい方への制度利用を勧めることはありますか。



● 約8割の金融機関で「ある」と回答

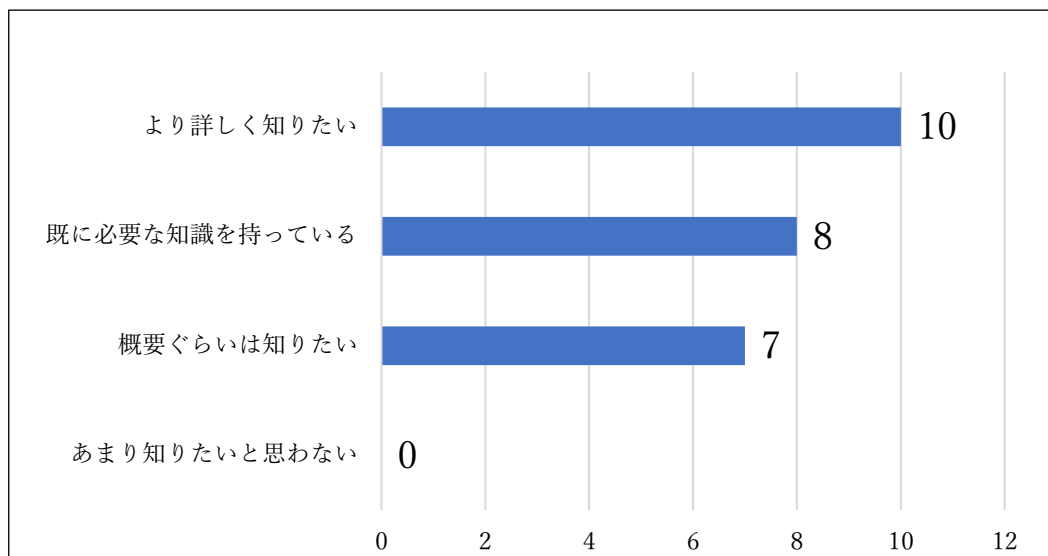
問6. 問5で1あると回答された方にお聞きします。成年後見制度の利用を勧めるにあたり、困ることが以下の中にありますか。(複数回答)



● 6割の金融機関において、「本人・家族が必要性を感じていない」と回答

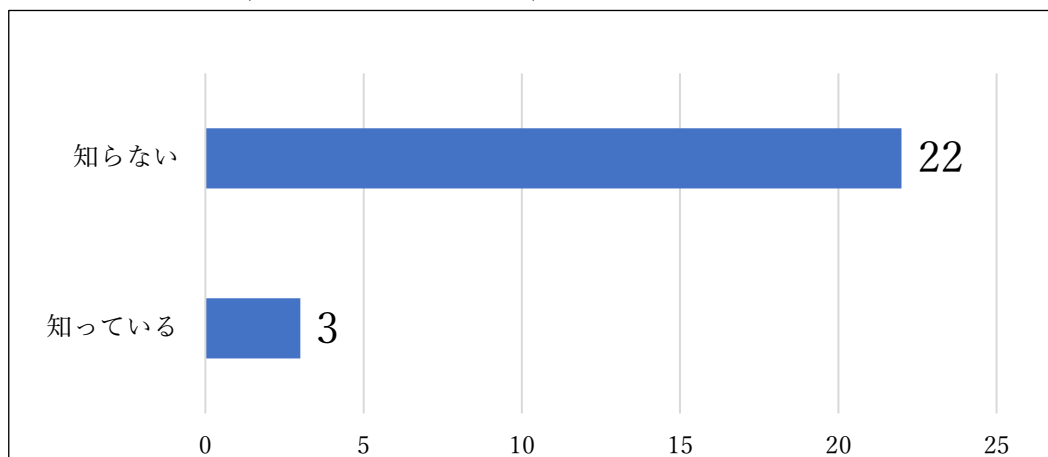
「その他」として、成年後見制度を申立てするにあたり、どれくらいの費用がかかるのか？費用がかかるのでそれ以外の方法を選択したがる傾向にあります。手続きが煩雑で敷居が高い。弁護士、司法書士への費用の問題。独居であり、子どもが島外に居住との回答がありました。

問7. 成年後見制度についてもっと詳しく知りたいと思われませんか。



● 約7割の金融機関において、「より詳しく知りたい」「概要ぐらいは知りたい」と回答
約3割の金融機関において、「既に必要な知識を持っている」と回答がありました。また、「あまり知りたいと思わない」という回答はありませんでした。

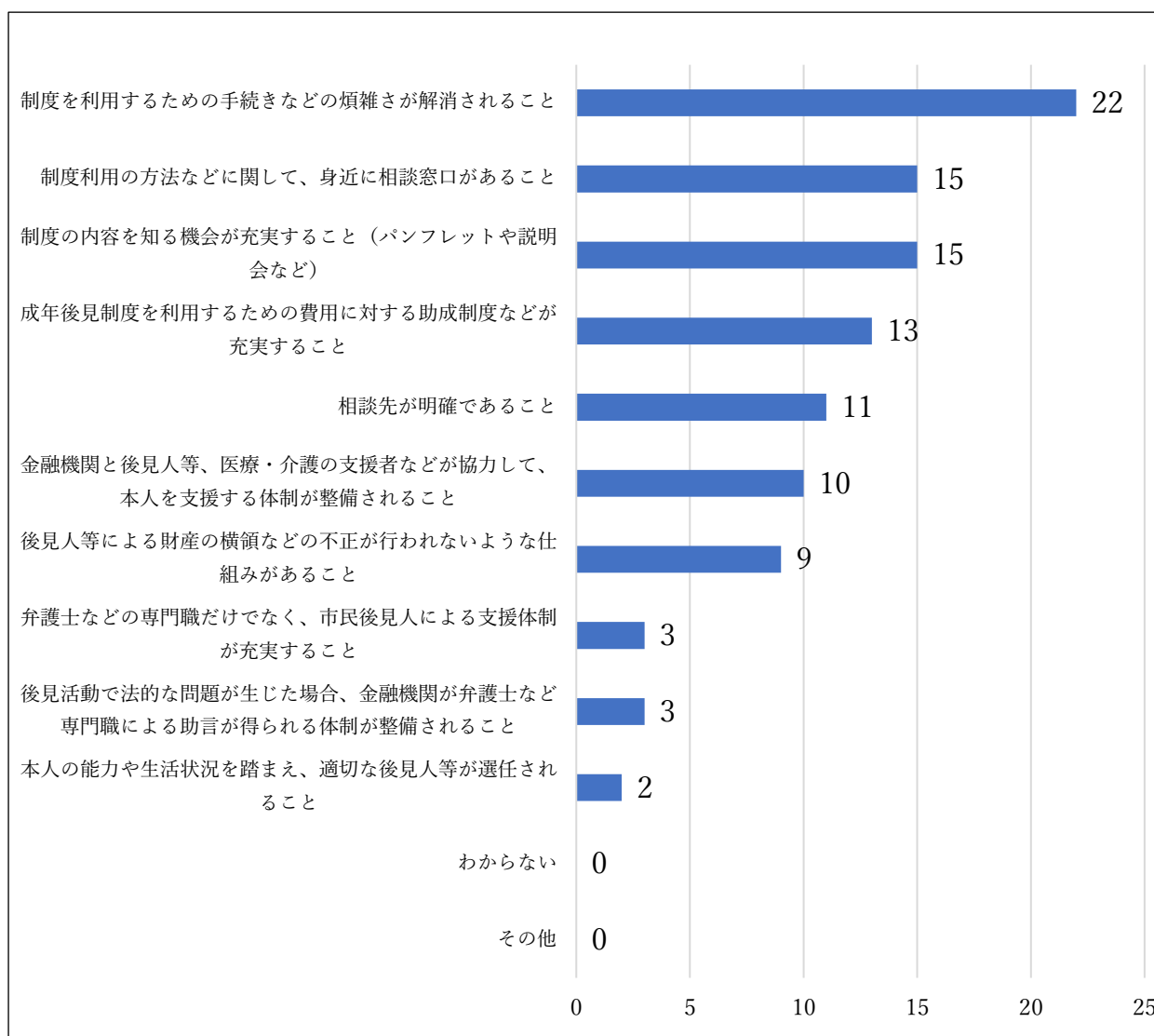
問8. 権利擁護デスク（洲本市社会福祉協議会）をご存知ですか。



● ほとんどの金融機関で「知らない」と回答

「権利擁護デスク」は、平成30年度に設置された洲本市の補助事業です。現状を受け止め、より積極的な広報活動を行っていきたいと思います。

問9. 金融機関のお立場から成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか（複数回答）



● ほとんどの金融機関において、手続きの煩雑が解消されることが重要と回答

次に、身近な相談窓口があること、制度を知る機会の充実、費用助成の拡充が重要であると回答されていました。

問10. 成年後見制度に関するご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

対象となる方へ成年後見制度を案内し、費用について説明すると躊躇される方がおられます。実際に利用している方は資産があり、裕福層なので費用に関係なく誰でも利用できるよう検討して欲しい。

高齢化が進み、今後ますます利用する方が増えてくると思う。
これからは、親族以外の後見人の確保が必要になってくる。

問 1 1. 洲本市社協に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

いつもお世話になっております。今後もよろしく申し上げます。

出前講座をお願いしたいです。

Ⅲ 資料

成年後見制度意識調査票

～「意識調査」へのご協力のお願い～

● **金融機関の皆様へお願いしたいこと**

各金融機関の支店単位で意識調査へのご回答をお願いいたします。

● **金融機関の選び方**

洲本市内で窓口業務をされている金融機関を対象とさせていただきます。

● **今回お送りしたもの**

ご依頼文、成年後見制度意識調査票、返信用封筒、権利擁護デスクのチラシ。

● **プライバシーの保護について**

この調査は、無記名でご回答をいただくものであり、回答結果は統計的に処理し、金融機関名や個人のお名前が公表されることはありません。

● **調査結果**

結果報告書を作成し、洲本市内で窓口業務をされている各金融機関へ送付いたします。

【ご回答にあたって】

ご回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、あるいは具体的な内容をご記入ください。

記入されました調査票は、お手数ですが、同封の返信用封筒にて無記名のまま令和3年10月20日（水）までにご返送ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会・権利擁護デスク（担当：五色支部・^{ひがし}東）

TEL：35-1166 / FAX：35-1167

問4 問3で1～10と回答された方にお聞きします。次の中で対応を依頼したり、本人や家族に相談を勧めたりする関係機関等がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------------|---------------|----------|
| 1. 地域包括支援センター | 2. 居宅介護支援事業所 | 3. 障害者相談支援事業所 | |
| 4. 警察 | 5. 家庭裁判所 | 6. 洲本市社会福祉協議会 | 7. 年金事務所 |
| 8. 医療機関 | 9. 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職 | | |
| 10. 洲本市役所 (課名: _____) | | | |
| 11. その他 (_____) | | | |
| 12. どこに相談すればいいかわからない | | | |

問5 成年後見制度の利用が望ましい方への制度利用を勧めることはありますか。

- | | |
|-------|-------------|
| 1. ある | 2. ない → 問7へ |
|-------|-------------|

問6 問5で1あると答えた方にお聞きします。成年後見制度の利用を勧めるにあたり、困ることが以下の中にありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 本人・家族が必要性を感じていない |
| 2. 成年後見制度について説明できない |
| 3. 成年後見制度の利用で解決できることなのかわからない |
| 4. 成年後見制度の相談窓口がわからない |
| 5. その他 (_____) |
| 6. 成年後見制度の説明ができる職員がいるので困ることはない |

問7 成年後見制度についてもっと詳しく知りたいと思われませんか。

(もっとも近い意見1つに○)

- | | |
|------------------|---|
| 1. 既に必要な知識を持っている | } 本会・権利擁護デスクでは、出前講座「成年後見制度をご存知ですか？」を随時開催しております。ご希望の際は、ご連絡をお願いいたします。 |
| 2. より詳しく知りたい | |
| 3. 概要ぐらいは知りたい | |
| 4. あまり知りたいと思わない | |

問8 権利擁護デスク(洲本市社会福祉協議会内)をご存じですか。(1つに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問9 金融機関のお立場から成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 制度の内容を知る機会が充実すること(パンフレットや説明会など)
2. 制度利用の方法などに関して、身近に相談窓口があること
3. 相談先が明確であること
4. 制度を利用するための手続きなどの煩雑さが解消されること
5. 成年後見制度を利用するための費用に対する助成制度などが充実すること
6. 後見人等による財産の横領などの不正が行われないような仕組みがあること
7. 金融機関と後見人等、医療・介護の支援者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること
8. 後見活動で法的な問題が生じた場合、金融機関が弁護士など専門職による助言が得られる体制が整備されること
9. 弁護士などの専門職だけでなく、市民後見人による支援体制が充実すること
10. 本人の能力や生活状況を踏まえ、適切な後見人等が選任されること
11. その他()
12. わからない

問10 成年後見制度に関するご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

問11 洲本市社協に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

『成年後見制度意識調査』報告書

令和3年10月発行

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会 権利擁護デスク

〒656-0024 兵庫県洲本市山手二丁目2-26 洲本市総合福祉会館内

電話：0799-26-0022／FAX：0799-26-0021